

長崎県立大学教職課程委員会規程

〔平成 23 年 4 月 1 日〕
規程第 10 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 5 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日規程第 9 号

改正 平成 30 年 2 月 6 日規程第 6 号

(設置)

第 1 条 長崎県立大学学則（平成 20 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 14 条の規定に基づき、長崎県立大学に教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正[平成 27 年規程第 5 号]

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職課程に係る教育課程の編成に関する事項
- (2) 教職に関する専門教育科目の実施に関する事項
- (3) その他教職課程に関する事項

(意見)

第 3 条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第 13 条第 3 項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第 13 条第 4 項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成 27 年規程第 5 号]

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教職に関する科目を担当する教員
- (2) 免許教科を有する学科毎に、教科に関する専門科目の授業を担当する教員 各 1 人
- (3) 学生支援部長
- (4) 大学事務局学生支援部学生支援課長
- (5) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者

一部改正[平成 28 年規程第 9 号、平成 30 年規程第 6 号]

(任期)

第 5 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正[平成 30 年規程第 6 号]

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により第 4 条第 1 号の委員から選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

一部改正[平成 27 年規程第 5 号、平成 30 年規程第 6 号]

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第 10 条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

一部改正[平成 27 年規程第 5 号]

(事務)

第 11 条 委員会の事務は、大学事務局学生支援部学生支援課において行う。

一部改正[平成 30 年規程第 6 号]

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(旧大学教職課程委員会規程の廃止)

2 定款附則第 2 項に定める長崎県立大学及び県立長崎シーボルト大学（以下「旧大学」という。）の教職課程委員会規程は廃止する。

(経過措置)

3 旧大学が存続する間は、前項により廃止された旧大学の教職課程委員会規程において定められた当該委員会の所掌事項は、本委員会が行うものとする。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 5 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(任期)

2 平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日規程第 9 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

- 2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第4号の規定は適用しない。

附 則(平成30年2月6日規程第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。